

附属書〔8〕 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査要領

本附属書は、条約附属書 VI 第 4 規則に基づく IMO 決議 MEPC. 259(68) “2015 GUIDELINES FOR EXHAUST GAS CLEANING SYSTEMS” (以下「ガイドライン」という。)による検査の方法である。

技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項に規定される硫黄酸化物放出低減装置の操作、保守及び整備その他の当該装置の使用に関する必要な事項を記載した手引書に係る検査の方法は、本要領によること。

また、船級船にあつては、船級協会がこれを行うこととする。

1 適用

対象は、技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項に規定される硫黄酸化物放出低減装置の操作、保守及び整備その他の当該装置の使用に関する必要な事項を記載した以下の手引書 (以下「手引書」という。)とする。

- (1) 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書
- (2) 船上監視手引書
- (3) 硫黄酸化物放出適合手引書

2 手引書の要件

手引書毎に掲げる事項が記載されていること。

2. 1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書 (スキーム A により検査される場合) (ガイドライン 4.2.2.1)

- (1) EGC 装置及び附属装置の装置製作者、型式、製造番号及びその他必要な詳細事項
- (2) 次の事項を含む運転条件
 - ① 排気ガス流量の最大処理能力及び該当する場合には最小処理能力
 - ② EGC 装置が備え付けられるべき燃料油燃焼装置の出力、型式、設定値 (ボイラーにあつては 100% 負荷時の空燃比、ディーゼルエンジンにあつては 2 ストローク/4 ストロークの別を含む。)、型式の承認範囲
 - ③ 洗浄水の流量の最大値及び最小値、洗浄水の吸水口の圧力及び最小 Ph
 - ④ EGC 装置の入口・出口の温度範囲
 - ⑤ 燃料油燃焼装置を連続最大出力、又は定格出力の 80% のうち適切な負荷で運転した場合の EGC 装置の入口・出口の差圧の範囲及び入口の最大圧力
 - ⑥ 中和剤が十分に作用するために必要な塩分濃度又は清水中の成分
 - ⑦ その他の設計・運転条件
- (3) EGC 装置及び附属装置に係る要件・制限
- (4) 操作、整備及び調整の要件
- (5) 放出される硫黄酸化物又は排出される洗浄水が基準を超えるおそれがある場合の適切な措置
- (6) EGC 装置の性能が適切に維持されていることを船上で確認する方法
 - ・当該方法には、EGC 装置の性能に影響する部品の全てや操作のための設定値が含まれていること (船上で SOx 計測試験を行う必要はなく、特殊な装置や専門知識が不要であること)。
- (7) 洗浄水の特性が変動する範囲
- (8) 洗浄水に係るシステムの設計要件
- (9) 硫黄酸化物低減装置承認証 (当該承認証が交付された後に当該手引書に加えられること。)

2. 2 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書（スキームBにより検査される場合）（ガイドライン5.6.1）

- (1) EGC装置及び附属装置の装置製作者、型式、製造番号及びその他必要な詳細事項
- (2) 次の事項を含む運転条件
 - ① 排気ガス流量の最大処理能力及び該当する場合には最小処理能力値
 - ② EGC装置が備え付けられるべき燃料油燃焼装置の出力、型式及び設定値（ボイラーにあつては100%負荷時の空燃比、ディーゼルエンジンにあつては2ストローク/4ストロークの別を含む。）
 - ③ 洗浄水の流量の最大値及び最小値、洗浄水の吸水口の圧力及び最小Ph
 - ④ EGC装置の入口・出口の温度範囲
 - ⑤ 燃料油燃焼装置を連続最大出力、又は定格出力の80%のうち適切な負荷で運転した場合のEGC装置の入口・出口の差圧の範囲及び入口の最大圧力
 - ⑥ 中和剤が十分に作用するために必要な塩分濃度又は清水中の成分
 - ⑦ その他の運転条件
- (3) EGC装置及び附属装置に係る要件・制限
- (4) 放出される硫黄酸化物又は排出される洗浄水が基準を超えるおそれがある場合の適切な措置
- (5) 洗浄水の特性が変動する範囲
- (6) 洗浄水に係るシステムの設計要件

2. 3 船上監視手引書（ガイドライン8）

- (1) 船舶に設置された全てのEGC装置が監視対象とされていること。
- (2) EGC装置の動作及び洗浄水の監視並びにそれらの運転、保守及び校正の要件を評価するためのセンサーの概要
- (3) 排気ガスの計測位置、洗浄水の監視位置、附属装置（サンプル移送管、サンプリング処理設備）及び関連する運転・整備に係る要件
- (4) 使用される分析器、当該分析器の使用、保守及び校正の要件
- (5) 分析器のゼロ校正・スパン校正の手順
- (6) 監視が正常に機能していることを示す情報又はデータ
- (7) 監視が正常に機能していることを船上で確認する方法

2. 4 硫黄酸化物放出適合手引書（ガイドライン9）

- (1) スキームAによる検査を受けるEGC装置にあつては、継続的な監視によって、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書に記載された運転条件等の範囲内であることを実証する方法が示されていること。
- (2) スキームBによる検査を受けるEGC装置にあつては、排出ガス中のSO₂及びCO₂の濃度についての継続的な監視によって、基準に適合することを実証する方法が示されていること。
- (3) EGC装置によらず基準適合燃料油が使用される燃料油燃焼装置（主機の設置スペースから離れていてEGC装置を備え付けることができない小さな原動機やボイラーを含み、船舶発生油等焼却設備を除く。）のリスト。
- (4) 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書、硫黄酸化物放出低減記録簿及び船上監視手引書の関係箇所が適宜参照されていること。